

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 29 日現在

機関番号：42502

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730676

研究課題名（和文） 1960年代のネパールにおける国民教育制度の創設および整備過程

研究課題名（英文） The improving process of education system in Nepal in the 1960s.

研究代表者

中村 裕 (NAKAMURA YUTAKA)

聖徳大学短期大学部・保育科・講師

研究者番号：90572165

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、1960年代のネパールにおける国民教育制度の創設および整備過程を明らかにすることである。本研究を通じて、①基本資料の収集、②1960年代における教育計画の特徴の解明、③1960年代の憲法等における「ネパール国民」像の解明、④1960年代の教育計画、特に初等教育におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明という成果を得た。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research is to clarify the improving process of education system in Nepal in the 1960s. The main achievements of this research are: 1) collection of research and historical materials, 2) clarification of characteristics of educational programs, 3) interpretation of the concept of “Nepalese nation”, 4) investigation of way to nation building in primary education program.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学、教育社会学

キーワード：ネパール、教育学、教育制度史、国民統合

1. 研究開始当初の背景

ネパール王国 (Kingdom of Nepal. ネパール) は、小国ながらその希少な文化的、政治的、経済的特徴から、これらの領域において内外の研究者の注目を集めている。教育学においても、ネパールが第三世界諸国における教育問題を典型的にはらむことから、近年では、日本でも同国を対象とした研究が増加しつつある。

一方、こうした事績のほとんどは今日の教育問題を言及の対象としており、同国の教育史を具体的に追究した成果は多くない。しかし、現在のネパールの教育問題に注目し、それへの接近を図ればこそ、まず、いかなる過程を経て、現在の教育をめぐる状況が生じてきたのかを、適切な時代区分、関連資料・史料、分析軸をもって解明しなければならぬであろう。この解明に有効である目的や方

法の選択には、ネパールの概況を確認する必要がある。

ネパールでは、1951年に、国王を傀儡化した廷臣ラナー族による間接的専制政治体制が打倒された。ラナー族は、国内の近代化を阻害する政策をとったため、国内の開発は進まず、教育に目を向ければ、当時約800万人の国民に対して、初等学校数は321校、同在籍者数は8,505人、同就学率は0.9%にとどまっていたのである。また、各エスニック・グループが新体制のもとで自らの権益を主張して相争った結果、治安は乱れ、国内はほぼ内乱状態に陥っていた。

こうした状況において、ネパールの国家開発は、ほぼゼロベースで開始された。教育に関しては、ネパール史上初めて、国家規模での教育制度創設の試みが開始されたが、同制度には、国民国家の形成に不可欠な、「国民」の育成が託された。すなわち、1951年以後のネパールにおいて、教育の第一の目的は、国民意識に乏しい民衆を、国家における共通のコードや規範を身に付けた「ネパール国民」として育成し統合することであり、教育制度は、国民統合の主要な担い手として構想され、その建設が目指されたのである。従って、1950年代以後のネパール教育史を解明する上で最も有用な方法は、同国の教育開発の歴史を、国民を育成し統合するための教育制度、すなわち国民教育制度創設の試みととらえたうえで、その背景、過程、帰結を明らかにすることといえる。

こうした課題意識から、研究代表者は、これまで、1950年代のネパールにおける国民教育制度の創設過程を解明してきた。

本研究は、研究代表者のこれまでの成果を継承しつつ、新たに1960年代を対象に当該過程を追究する試みである

2. 研究の目的

本研究は、1960年代のネパールにおける国民教育制度の創設および整備過程を明らかにすることを目的とする。

具体的には、憲法や国籍法などの法令や、教育計画および政策文書、外国の教育援助機関および国際機関の事業報告書、国内外の研究論文や調査等を対象にして、国民国家建設という国家目標を達成するために、いかなるネパール国民像が想定され、その国民の育成のためにいかなる教育制度および計画が構想され、国民教育制度創設の試みがいかに実施され帰結したかを、特に初等教育に焦点を当てて追究することで、本研究の目的を達成する。

3. 研究の方法

本研究は、①基本資料の収集、②1960年代における教育計画の全体像の整理、③「ネパ

ール国民」像の追究、④教育計画、特に初等教育におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明を通じて、目的を達成する。

(1) 基本資料の収集

ネパールの省庁、および、同国トリブヴァン大学の附属図書館、および、同大学附属の教育改革・開発研究センター（CERID）のほか、国際機関、国内外の大学や研究所などを通じて、本研究の基本資料を探索し、収集する。

(2) 1960年代における教育計画の全体像の整理

1960年代のネパールにおける教育開発の基本文書である、国家教育審議会（ARNEC）報告書、同報告書の実施に係るネパール政府の年次報告書、総合的な国家開発計画である3か年計画（1962-1965）および第3次5か年計画（1965-1970）文書、ユネスコの調査報告書、国際援助機関の報告書などの読解、および、1950年代における教育開発の基本文書であるネパール国家教育計画委員会（NNEPC）報告書との比較等を通じて、1960年代における教育計画の全体像を整理する。

(3) 憲法等における「ネパール国民」像の追究

憲法や国籍法、教育法などの法令や、国家開発文書において、育成が目指された「ネパール国民」像を明らかにする。これをもって、1960年代のネパールにおける教育開発を、国民教育制度の創設と整備の過程と捉えて解明するための視点確立の一助とする。

(4) 教育計画、特に初等教育におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明

先に明らかにした国民像が、新たに制定された教育法のほか、ARNEC報告書、3か年および5か年計画など、教育計画文書において全体的にどのように位置付けられたか、換言すれば、ネパール国民を育成するために、いかなる教育制度が構想されたかを明らかにする。その際、当時、多くの民衆にとって最後の学校教育の機会であるが故に、教育を通じた国民の育成においてもっとも重要視された初等教育に焦点を当てる。また、初等教育における重要な要素である、教員養成および教具・教材開発の計画の特徴や、これらの初等教育を通じた国民育成における役割も、副次的にはあるが追究する。

4. 研究成果

本研究を通じて、以下の成果を得た。

(1) 基本資料の収集

トリブヴァン大学附属図書館などを通じて、ARNEC報告書や、経済開発文書、関連法規等を入手した。さらに、2011年度には国内の図書館・研究所を訪問し、また、2012年度

にはネパールを訪れ、関連資料・史料を探索し収集した。

(2) 1960年代における教育計画の全体像の整理

ARNEC は、国王親政体制が発足し、パンチャーヤト民主主義が標榜される状況において任命された。同委員会の教育改革案は、新しい政治体制はもとより、一部を除いて、ネパールの宗教、文化、伝統、歴史、民族などとの関連に乏しく、基本的には、1950年代におけるNNEPCの教育制度構想を踏襲している。

すなわち、同委員会の教育改革案の主な特徴とは、①複線型から単線型学校体系への移行、②職業科目を導入した5年間の初等教育、③2領域から構成される3年間の前期中等教育、④4領域から構成される3年間の後期中等教育、⑤継続的な成人識字プログラムを重視した社会教育、⑥初等中等学校教員の即時養成、⑦教具・教材の開発および出版機関の設置、⑧初等中等教育におけるネパール語の教授用語化、⑨すべての高等教育施設在籍者による地方等でのサービス活動などである。

他方で、NNEPCの教育制度構想とARNECの同改革案において明確な差異も存在する。

その差異は、まず、中等教育の構成である。すなわち、NNEPCが中等教育学校として5年制の多目的ハイスクールを提案したのに対して、ARNECは、3年制の前期中等学校および後期中等学校をそれぞれ勧告している。この両者には共通点もあるが、ARNECが構想した中等教育は、カレッジ準備教育の性格が強く、NNEPCが批判した従来のそれと大きく異なるものではない。

さらに、ARNECは、サンスクリット教育の導入について強く提言した。特に、中等教育におけるサンスクリット専攻の設置は、1970年代以後の教育制度改革にも直接の影響を与えたという意味で、ネパール教育史上において重要な意味を持つ。

(3) 憲法等における「ネパール国民」像の追究

1950年代における主要法令、たとえば、暫定統治法などでは、国家の統治機構、国民の有する権利や、ネパール国籍を保持するという意味での「国民」は規定されている。しかし、国民が共通に有するコードや規範については全く定められていない。それ故に、NNEPCは、教育制度やそれによって提供される教育について構想する上で、独自にネパール国民像を想定しなければならなかった。

NNEPCが想定した国民とは、第一に、国家や地方自治体に履行すべき義務や責任を負い、民主主義国家における原則を理解するなど国政に適切に参加する能力を有する市民であり、第二に、健康で文化的な生活を営み得る文化的、審美的、身体的能力を保持する

個人であり、第三に、自らと家族の生計を立てるに足る知識や技能を有する職業人であった。換言すれば、NNEPCが構想する教育制度とは、ネパール民衆を上記国民として育成することを一義的な目標としている。

これに対して、国王親政開始後に公布されたネパール憲法(1962年12月)は、国王に対する願望や、忠誠という絆に結ばれた「国民」(第2条)、「独立、不可分、主権的、君主制ヒンドゥー国家」としての「国家」(第3条)、「国語」であるネパール語(第4条)の定めとともに、国旗、国歌、国花、国色、国獣、国鳥など多様な国家の象徴の明文化など、それまでの国内最高法に比べて、ネパールのナショナル・アイデンティティをより強調した内容となっている。

また、同憲法は、ネパール語の読み書き能力をネパール国民の要件と事実上規定している点にも特徴がある。たとえば、同憲法における外国人のネパール国籍取得要件には、ネパール語の読み書き能力が含まれている。これは、同要件を、出生地や婚姻、居住地および居住年数などにとどめていた1952年国籍法に比べてより厳格な規定となっている。

(4) 教育計画、特に初等教育におけるネパール国民育成の位置付けと方途の解明

1950年代においてNNEPCが提示した三つの国民像は、同委員会による各教育段階ないし領域計画において必ずしも等しく扱われてはいない。たとえば、初等学校の手工芸(craft)カリキュラム案や、初等学校教員の養成プログラムは、「職業人」の育成が強く意識された内容となっている。

他方で、NNEPCは、ネパール語能力をネパール国民の要件と事実上想定していた。たとえば、NNEPCは、初等学校カリキュラム案の言語領域において、第1, 2学年における地方語使用を認めつつも、原則としてネパール語が学校における唯一の教授用語および学習言語となることを強調している。これは、ネパール語の教授用語化が、効率的な教育普及や効果的な学習、および、国民統合を推進する方途と考えられたからである。ただし、ネパール語以外のネパール文化は、NNEPCの教育制度構想において必ずしも具体的に反映されていない。

これに対して、ARNECの教育改革案では、ネパールという「国家」や、その「文化」、あるいは、「国王」と教育との関わりが散見される。たとえば、前述のサンスクリット教育の奨励もこの具体例であるし、ARNECが提示する望ましい「習性」(habits)にも、これらとの連関を確認できる。

すなわち、ARNECは、初等中等教育の改革案において、それぞれの目標などに先行して、15の「優れた、必要な習性」を挙げている。これは、初等中等教育によって育成されるべ

き人間の範型であり、畢竟、ARNEC が想定する国民概念と見なし得る。その多くは、清潔さ (①)、協同の精神 (②)、法、政府の指示、社会習慣の尊重 (③)、教員や親など年長者の尊重 (④)、互助の精神 (⑨) など、NNEPC が日々の教育活動を通じて育成すべきとした資質と重複するが、神、国家および国王への十分な敬意 (⑤)、飲酒の禁止 (⑫) など、ARNEC によって初めて示された習性である。

また、中等教育については、これらの習性に加えて、さらに三つの目標が設定されているが、その第一に、国家にとって能力があり有用な市民の育成、第三に、国家の財産となるような優れた資質を持つ生徒の育成が挙げられており、ともに国家への貢献が意識された内容になっている。

なお、ARNEC は、教科書が上記習性の育成に非常に重要であるという認識を示しつつ、教科書の執筆者および出版者が、可能な限りネパール人であること、また、王国全体において同一の教科書を使用することを提言している。特に後者については、多様な教具・教材を認め、その選定方法も提案した NNEPC とは、立場を異にしているといえる。

また、ネパール語の教授用語化について、ARNEC は、その単独項目を設けて、すべての科目における教授用語がネパール語であると明言している。ただし、ARNEC は、他言語での教授も許容しており、事実上、第3学年以後における非ネパール語使用を認めていない NNEPC に比べて、むしろ寛容な立場を示している。

こうした傾向は、政府カリキュラムにおける国家や歴史の扱いに対する ARNEC の認識にも確認できる。すなわち、ARNEC は、1959 年の政府カリキュラムがネパールの歴史、宗教、文化規範を含み、それが適正であると述べつつ、それらに加えて、他の宗教や文化における公正な説話もカリキュラムに含まれるべきと提言している。また、初等中等学校のカリキュラムにおいて、勇士、愛国者、慈善家、王族、偉人、理想的な女性や子どもなどの伝記を最大限紹介することが肝要であるとしているが、これらも、必ずしもネパール人であることを求めているのである。

ARNEC が設定した上記のごときネパール国民概念は、NNEPC のそれと比較すると、「市民」としての傾向が強い。では、NNEPC の教育制度構想において強調された「職業人」としての国民育成について、ARNEC はどのような立場をとったか。

この点について、ARNEC が勧告した初等学校カリキュラム指針が参考になる。すなわち、ARNEC は、初等学校カリキュラムとして、ネパール語、社会学習、科学と衛生、算数、芸術、体育の教科群に加えて、「自助自立教育」

(Self-reliant education) を勧告した。これは、学校および家庭の衣食住に係る職業教育を提供する教科であり、NNEPC の初等教育計画において最も重要であった手工芸領域とほぼ同一内容であると考えて良く、「職業人」としての国民の育成という点で、NNEPC の教育制度構想が後の教育計画および政策に影響を与えた事例として注目できる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

① 中村裕、1960 年代ネパールにおける教育制度改革の背景と特徴—NNEPC および ARNEC の教育制度構想における国民概念を比較して—聖徳大学短期大学部研究紀要、査読有、45 号、2013、pp. 77-83.

② 中村裕、王政復古期のネパールにおける教育行政制度整備過程の特徴と帰結—NNEPC の教育行政計画における教育委員会構想に焦点を当てて—、日本教育制度学会『教育制度学研究』、19号、2012、pp. 212-225.

③ 中村裕、王政復古期ネパールの教育計画における国民概念の特徴—NNEPC の教育制度構想における国民像に焦点を当てて—、聖徳大学短期大学部研究紀要、査読有、44 号、2012、pp. 9-16.

④ 中村裕、ネパール・王政復古期における国民教育制度構想の再検討—NNEPC の教育法規整備計画に焦点を当てて—、聖徳大学短期大学部研究紀要、査読有、43号、2011、pp. 17-23.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 裕 (NAKAMURA YUTAKA)

聖徳大学短期大学部・保育科・講師

研究者番号：90572165